

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書
素案からの変更箇所 新旧対照表

【「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」にあるユーザ認証の管理：具体的な管理方法】

No.	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
1	141	3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理	<p><国保標準システムにおける措置> ・<u>端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証（顔認証）を行っている。</u></p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・<u>端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証（顔認証）を行っている。</u></p>	<p><国保標準システムにおける措置></p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p>	<p>(第三者点検) 国保標準システム及び団体内統合宛名システムは2要素認証が求められるシステムであるため、現状に合わせて記載する。</p>

【「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」にある特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関して、個人情報保護委員会が発行するガイドライン内容を反映】

No.	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
1	146	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	◆特定個人情報を取り扱う従業員の明確化	二	(第三者点検) 令和元年12月に改訂された個人情報保護委員会が発行する特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで示された契約書への明記が望まれる内容を満たさきれていないため、修正する。
2	146	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	具体的には、再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。	二	(第三者点検) 委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることをどのように確認するのか、具体的な確認方法を明記した方が望ましいため、修正する。
3	147	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化	二	(第三者点検) 令和元年12月に改訂された個人情報保護委員会が発行する特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで示された契約書への明記が望まれる内容を満たさきれていないため、修正する。
4	147	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	具体的には、再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。	二	(第三者点検) 再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることをどのように確認するのか、具体的な確認方法を明記した方が望ましいため、修正する。

【誤字・脱字・文言の統一及び補記】

No.	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
1	18	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120	(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, <u>81</u> , 87, 88, 93, <u>95</u> , 97, 106, 109, 120	(第三者点検) 情報提供の法令上の根拠と特定個人情報の提供先が合っていない。 現在利用していない事務であるため削除する。
2	42	5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている (8) 件	移転を行っている (9) 件	(第三者点検) 「9件」は誤りであり、「8件」が正しいため修正する。
3	54・55	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先5の記載内容 移転先6の記載内容 移転先7の記載内容 移転先8の記載内容	移転先6の記載内容 移転先7の記載内容 移転先8の記載内容 移転先9の記載内容	(第三者点検) 移転先5の記載内容が未記載であったため、移転先6から移転先9までの内容を順次繰り上げる。
4	87	5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている (32) 件	提供を行っている (28) 件	(第三者点検) 提供先の記載漏れの反映により件数を修正する。
5	103	3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	その他 (医療保険年金課)	評価実施期間内の他部署 (医療保険年金課)	(第三者点検) 入手元は他部署ではないため、正しい記載に修正する。
6	124・125	5. 特定個人情報の提供・移転	提供先29の記載内容 提供先30の記載内容 提供先31の記載内容 提供先32の記載内容	二	(第三者点検) 提供先の記載漏れを反映する。
7	141	3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理	(削除)	＜国保情報トータルシステムにおける措置＞ ◆ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。	(自己点検) 国保情報トータルシステムは現在未使用であり、不要な記述のため削除する。
8	141	3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理	＜国保総合PCにおける措置＞ ・ 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証（静脈認証）を行っている。	＜国保総合PCにおける措置＞ ・ 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。また平成30年4月よりユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証（静脈認証）を実施する。	(第三者点検) 国保総合PCは、平成30年4月に切り替わっているため、現状に合わせて記載する。
9	144	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	＜市区町村保険者事務共同処理業務＞	二	(第三者点検) 記載内容が委託業務であることを明確にすることが望ましいため、修正する。

No.	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
10	63	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	10人以上50人未満	10人未満	(自己点検) 厚生労働省に確認した結果を反映する。
		委託先における取扱者数			
11	64	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	10人以上50人未満	10人未満	(自己点検) 厚生労働省に確認した結果を反映する。
		委託先における取扱者数			
12	全般		国保連合会	国民健康保険団体連合会	(第三者点検) 組織の略称を統一する方が望ましいため、修正する。
13	全般		国保中央会	国民健康保険中央会	(第三者点検) 組織の略称を統一する方が望ましいため、修正する。
14	全般		国保標準システム	市区町村事務処理システム 市区町村事務処理標準システム 国民健康保険市区町村事務処理システム 国民健康保険システム 国保情報トータルシステム	(第三者点検) システム名称を統一する方が望ましいため、修正する。
15	全般		国保賦課ファイル 国保資格ファイル 国保給付ファイル 国保収滞納ファイル	国民健康保険情報ファイル	(第三者点検) 適切な特定個人情報ファイル名に統一する方が望ましいため、修正する。